

## 宗像市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）

第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 推進法人として活動を予定する地域を示す図面その他の書類
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を目的とした活動を行う法人であること。
- (2) 申請者に、宗像市内でまちづくりの推進を図る活動の実績があること。
- (3) 宗像市内に事務所を有すること。
- (4) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること。
- (5) 業務を的確かつ確実に行うために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (7) 宗像市暴力団等追放推進条例（平成21年宗像市条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員でないこと及び同条第5号に規定する暴力団関係者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書により当該申請者に通知し、法第118条第2項の規定により、当該推進法人の名称、住所及び

事務所の所在地を公示するものとする。

(変更の届出)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書を市長に提出するものとする。

(業務の廃止及び指定の辞退)

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに都市再生推進法人業務廃止届出書により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、都市再生推進法人指定辞退書によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称、住所、事務所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日又は指定の辞退があった年月日を公告するものとする。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類であると市長が認める書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類であると市長が認める書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第121条第2項の規定により、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 推進法人が解散等したとき。

(2) 法第121条第3項の規定により、前条に規定する命令に従わないとき。

(3) 第3条7号に該当することが明らかになったとき。

2 市長は、前項第2号及び第3号の規定により取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により、聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

4 第1項の規定により取り消された場合において、推進法人に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。